

（令和7年4月1日現在適用中）

1. 商 品 名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
2. ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
3. 期 間	・期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当JAの口座開設店（所）でのみ、預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年2月と8月のJA所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手 数 料	・この貯金口座の開設、維持・管理にかかる費用として（定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合を含みます。）、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
8. 付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
9. 貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 この貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

10. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店・出張所または金融部 金融推進課（電話：0776-50-7611）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部 金融推進課または J A バンク相談所にお申し出ください。 福井弁護士会 （電話：0776-23-5255） 京都弁護士会 （電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）
11. その他参考と なる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・A T M（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理する A T M を利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

・ご不明な点は、ご利用の J A 窓口までお気軽にお問い合わせください。